

はじめに

鳥取県東部広域行政管理組合（以下「本組合」という。）では、河原町山手地内等に建設を行う可燃物処理施設整備事業について、鳥取県環境影響評価条例（平成 10 年鳥取県条例第 24 号）に基づき、「鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業（仮称）」の環境影響評価の手続きを行っています。

「鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業（仮称）」の環境影響評価については、平成 25 年 12 月 13 日より平成 26 年 1 月 14 日までの間、環境影響評価書の公告・縦覧を実施していますが、平成 25 年 11 月 29 日付第 201300137060 号で通知された環境影響評価条例第 24 条 2 項に基づく通知により、当時、施設の処理方式等の詳細が未決定であったことから、プラントメーカー決定後に再度、評価書内容との比較検証を行い、その結果を反映した最終版の評価書として取り纏めることとしています。

鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設（仮称）環境影響評価に係る再検証評価書については、平成 30 年 7 月にプラントメーカーが決定し、詳細の諸元が確定したことから、諸元に基づく再予測等を実施したうえで、評価書内容との比較検証を行い最終版の評価書として取り纏めを行ったものです。

第 1 章 事業者の氏名及び住所

第 1 章 事業者の氏名及び住所

1-1 事業者の名称

鳥取県東部広域行政管理組合

管理者 鳥取市長 深澤 義彦

1-2 事業者の住所

鳥取県鳥取市鍛冶町 1 8 番地 2

